

西区版 広報なごや



市OHONAYAMA
西区のページ

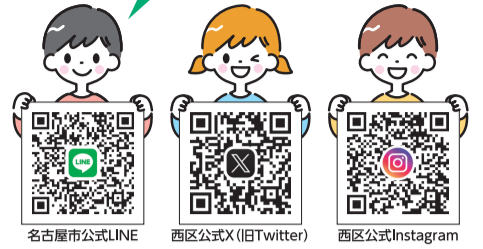
NISHI



令和8年
4月号

編集/西区役所 〒451-8508 花の木二丁目18番1号 ☎521-5311 FAX 522-5069

名古屋市公式LINEは、友達登録後、西区からのお知らせが届くよう受信設定をお願いします



LINE、X、Instagramでも情報発信中
友達登録、フォローをお願いします!

知っていますか?!

春は「歩行者」や「自転車」の事故が起こりやすい時期です。

春は、新生活が始まり、交通量が増えるとともに、不慣れた環境で通学・通勤が始まることで、急な飛び出しなどによる事故が増える傾向があります。
一人一人が交通安全意識を高め、改めて交通ルールを見直しましょう。



西区キャラクター
「ぶりむらん」

令和8年
4月1日から

青切符

自転車の交通違反に 交通反則通告制度^(※)が適用されます。

※比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(青切符)が交付され、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰に課されない制度 (16歳以上が対象)



西警察署
マスコットキャラクター
ピッカリ戦士
「ニッシー」

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場での「指導警告」を行います。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、

「悪質・危険な違反」であったときは、取り締まりを行います。

自転車交通安全
詳しくはこちらから▶



重大な事故につながる恐れが高い違反

例



スマホなどの
ながら運転

反則金
12,000円



自転車制動
装置不良
(ブレーキなし)

反則金
5,000円

違反により、実際に交通に危険が生じた場合

例



信号無視

反則金
6,000円
※点減信号は
5,000円



指定場所
一時不停止

反則金
5,000円

区役所・支所の日曜窓口は、4月5日午前8時45分〜午後2時、4月12日・5月10日午前8時45分〜正午です。